

2017年6月28日

## ガス小売事業の登録について

～ガス小売事業者としての登録が完了しました。～

株式会社ガスパル（本社：東京都港区、代表取締役社長 中川健志、以下「ガスパル」）は、改正後のガス事業法第4条※に基づき、経済産業大臣にガス小売事業の登録申請を行い、2017年6月27日に登録を完了しましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. ガス小売事業登録

当社は、これまで大東建託パートナーズ株式会社の管理物件にお住まいのお客様に、LPガスを供給してまいりました。平成29年4月の都市ガスの小売全面自由化に伴い、今後順次、都市ガスエリアにお住まいのお客様へも都市ガス供給を開始してまいります。「保安力なくして販売なし、拡張なし」という当社の普遍的経営フィロソフィに基づき、これまで以上に保安体制を強化し、都市ガスをお使いのお客さまにも安全かつ安心してガスをご使用いただけますよう、尽力して参ります。

#### 2. 供給地域

東京ガス株式会社の供給エリア（東京地区等）。（順次拡大予定）

#### 3. 受付開始時期

受付時期は2017年11月頃よりの開始を予定しております。

#### ※ガス事業法

第3条 ガス小売事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

第4条 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項(住所、代表者の氏名、営業所の所在地、事業開始の予定年月日など)を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### <本件に関する問い合わせ>

株式会社ガスパル 都市ガス事業部 高木 TEL：03-6718-9080

以上